

令和2年5月25日

第136回 遠野市農業委員会総会議事録

第136回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年5月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号
会議年月日 令和2年5月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎3階大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、18番 奥友康悦、
19番 千葉勝義
欠席委員 7番 新田佐悦、17番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第136回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告
について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第10号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請
に対する可否決定について
議案第11号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対
する可否決定について
議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
議案第13号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第14号 令和元年度遠野市農業委員会業務報告書について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を16番、小向幸子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第136回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、9番、綱木秀治委員からは早退の申し出があり、これを了承したので報告します。また、7番、新田佐悦委員、17番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】</p> <p>続いて、会長として出席しました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。最初に、各総会がございましたけれども、書面議決の方法、新型コロナウイルスの関係で、書面議決で総会の方は欠席、という開催されてはございませんでした。</p> <p>4月27日、農事組合法人宮守川上流生産組合平成31年・令和元年度第16回通常総会に出席してございます。役員は留任という形になってございました。</p> <p>5月8日、遠野市農業再生協議会会計監査、遠野市農林水産振興協議会会計監査に出席してございます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>事務事業経過報告書をご覧ください。</p> <p>5月11日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>5月13日、令和2年度第1回女性農業委員・推進委員業務検討会を開催しました。</p> <p>5月15日、農地転用等現地確認調査を実施しました。</p> <p>5月21日、令和2年度第2回遠野市農業委員会運営委員会を開催しています。</p> <p>5月25日、総会です。</p> <p>5月26日以降の主な行事予定です。</p> <p>5月29日、エゴマ種まきを実施します。午前10時から農業委員会分、午後1時30分からは遠野緑峰高校で実施します。</p> <p>6月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>6月15日、農地転用等現地確認調査です。</p> <p>6月18日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会が盛岡市で開催されます。</p> <p>6月23日、令和2年度第3回遠野市農業委員会運営委員会。</p> <p>6月25日、第137回遠野市農業委員会総会が開催されます。総会后、令和2年度第1回農業者年金加入推進委員会の会議を行います。そしてその後、令和2年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催する予定です。</p> <p>6月中旬、令和2年度第2回農地専門委員会を開催する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>追加でございます。</p> <p>6月議会があります。6月9日、開会。15、16日が一般質問。19日、本会議閉会となります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>議案書は1、2、3、4ページになります。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は20件です。主なところを説明いたします。</p> <p>番号1番、子が相続しまして自己管理するものであります。</p> <p>番号2番、管理する方がまだ不明ということになっていました。</p> <p>番号3番、子が相続しました。</p> <p>番号4番、子とお孫さんが相続しております。</p> <p>番号5番、子が相続しました。その家族で管理します。</p> <p>番号6番、子が相続しまして管理するものです。</p> <p>番号7番、子が相続したものですけれども、その後、農地の所有権移転等をしております。</p> <p>番号8番、子が相続しまして、担い手が管理しています。</p> <p>番号9番、子が相続しまして、担い手が管理しています。</p> <p>番号10番、子が相続しまして自己管理しています。</p> <p>番号11番、子が相続しまして自己管理しています。</p> <p>番号12番、子が相続しました。</p> <p>番号13番、子が相続しました。</p> <p>番号14番、子が相続しました。その一部を中間管理機構で担い手に貸しています。</p> <p>番号15番、お孫さんが相続して、お孫さんの家族が農地を管理しています。</p> <p>番号16番、子が相続しまして、農地を売る方向で検討しています。</p> <p>番号17番、子が相続して管理しています。</p> <p>番号18番、子が相続しまして、市内にいるご兄弟の方が管理したり、担い手が管理したりするものです。</p> <p>番号19番、奥さんが相続して、担い手が管理しております。</p> <p>番号20番、子が相続して管理しています。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>5ページ、6ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は6件です。</p> <p>番号1番から4番まで、借人の体調不良により契約を解除するものです。番号3番につきましては、関連といたしまして、議案第12号6番でこのあとご審議いただきます。</p> <p>番号5番、6番、農地中間管理機構を通して貸借をするということで解約するものです。関連といたしまして議案第12号14番でご審議いただくものです。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に18番、奥友康悦委員、1番、菊池靖委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>第136回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計6件、7,618㎡。</p> <p>利用集積、今月計19件、104,403㎡。</p> <p>法第4条、今月計0件。</p> <p>法第5条、今月計0件。</p> <p>適用外、今月計0件。</p> <p>法第18条第6項、今月計6件、28,741㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第10号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>9ページです。議案第10号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、両者はこれまで基盤法で賃貸借契約をしておりましたが、期間満了により農地法第3条での貸借をするものです。</p> <p>番号2番、貸出人は労力不足により耕作できないため貸し付けるものです。借受人は貸出人の要請により借り受けるものです。</p> <p>以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●町の萩野です。15日、農業委員、推進委員、事務局、総勢7人で現地確認に行ってきました。場所ですが、1カ所が■■■■■の、昔の、斜め向かい。もう1カ所が■■■■■の南側の■■■のわきになります。先ほど係長が説明したとおりですが、借受人は貸出人の土地を前から借りて耕作していましたが、もう1筆の■■■■■の方は貸出人が管理していたものを高齢のため管理できないということで、借受人にお願いして管理してもらうということでありました。昨年度もきちんとしていましたので問題ないと思っております。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の菊池勝です。5月15日に現地確認いたしました。事務局3名、農業</p>

		委員2名、推進委員2名、計7名で現地確認したところ、相手方の要請で借りているということになっていますが、借受人が変更になっただけでですので特に問題なく、引き続き耕作していますので問題ありません。
議	長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第3】 次に日程第3、議案第11号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	10ページです。議案第11号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は施設に入所し耕作できないため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号2番、譲受人は新規就農のため農地を取得しようとするものです。譲渡人は県外に居住し耕作できないため所有農地のすべてを売買で譲り渡すものです。 番号3番、譲受人は自己所有地の隣地である当該農地を利便性の向上のため譲り受けるものです。 番号4番、譲受人は新規就農のため農地を取得しようとするものです。譲渡人は施設に入所し耕作できないため所有農地のすべてを譲り渡すものです。 以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		推進委員の昆野裕子です。5月15日、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。場所は●●町でかつて■■■をやっていた裏の小さな畑ですが、所有者が■■■で市外の施設に入所しており、管理を依頼し適切に管理されておりました。今回対象の案件については近所で農業をやっている方が土地、建物を買取るもので、何ら問題ないと確認しました。以上です。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●地区、菊池勝です。5月15日に現地確認しました。事務局3名、農業委員2名、推進委員2名、計7名で現地を確認しました。この土地はいままで畑として利用していた土地ですが、譲受人もそのまま畑として利用するということなので特に問題ないという判断でございます。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●は3番、4番の2件でございます。

		<p>3番は、山間地で、耕作地としては条件的には決して良い場所ではない状況です。遊休農地防止のためにも、譲受人の方が隣接地ということで合わせて管理しますということで、むしろ良いことではないかと考えます。</p> <p>4番は、譲受人は農業に意欲をお持ちのようです。家の周囲の恵まれた農地を活かして経営ということで特に問題ないと考えられます。</p> <p>よろしくご審議お願いいたします。</p>
議	長	<p>ご苦労様でございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>続きまして日程第4、議案第12号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>11ページです。議案第12号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は19件ですべて利用権設定の新規となっています。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間15年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号2番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号5番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号6番、新規で、契約期間10カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号7番から番号12番まで、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第13号、配分計画の1番と関連しています。</p> <p>番号13番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第13号、配分計画の2番と関連しています。</p> <p>番号14番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第13号、配分計画の3番と関連しています。</p> <p>番号15番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第13号、配分計画の4番と関連しています。</p> <p>番号16番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号17番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号18番、新規で、契約期間5年8カ月の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第13号、配分計画の5番と関連しています。</p> <p>番号19番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p>

		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号4番について質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。番号4番を除く18件について質疑ございませんか。
15番委員		15番の菊池です。2番、3番については契約期間が10年とありますが、賃貸借の利用権はあるのですけれども、中間管理にはならなかったのですね。設定は難しかったのでこのままになったのか、貸し借りの中でそういう話になったのか、そのことを聞かせてください。
議	長	暫時休憩します。
		(休憩)
議	長	会議を再開します。
事務局長		10年ということですので、通常は中間管理機構を通すのが勧められているのでそれも検討しているわけですが、2番、3番については10年と言いましても農地の状況等勘案しまして、今回は中間管理機構を通さなかったということになります。
議	長	15番、よろしいですか。
15番委員		はい。
議	長	その他、質疑等ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。

議 長	<p>【日程第5】 続いて日程第5、議案第13号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>15 ページです。議案第13号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、計画の作成について意見を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定が5件で、●●地区に関するものが1件、●●地区に関するものが2件、●●地区、●●地区に関するものが1件です。</p> <p>番号1番、賃貸借権設定、契約期間10年です。 番号2番、使用貸借権設定、契約期間10年です。 番号3番、賃貸借権設定、契約期間10年です。 番号4番、使用貸借権設定、契約期間10年です。 番号5番、賃貸借権設定、契約期間5年8カ月です。 申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】 続いて日程第6、議案第14号、「令和元年度遠野市農業委員会業務報告書について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>議案第14号、令和元年度遠野市農業委員会業務報告書について、令和元年度遠野市農業委員会業務報告書を別紙のとおりとするものです。別紙をご覧ください。</p> <p>1枚目、表紙。2枚目は農業委員会憲章です。その裏が目次となっております。1ページ、概要から説明いたします。</p> <p>東日本大震災や近年多発している地震、大型台風、集中豪雨等による自然災害の復旧に係る継続的な支援策について、令和元年度岩手県農業委員会大会で決議し、岩手県知事へ要請した。</p> <p>一方、平成30年12月30日発効のTPP11（米国を除く日本やオーストラリア等11カ国の参加による環太平洋連携協定）、平成31年2月1日発効のEPA（日EU経済連携協定）に加え、「日米貿易協定」が令和2年1月1日に発効され、農業の国際化がさらに進んだ。</p> <p>これらTPP11、EPA、日米貿易協定の国内対策として、日本政府は、令和元年12月5日に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、さらに、令和元年12月10日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業の成長産業化、競争力強化に向けた施策を講じているが、影響が懸念されることから、長期的な対策が求められている。</p> <p>このような中、平成30年3月2日の新制度移行から2年度目となった令和元年度は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、総会后、農地利用最適化推進検討会を開催し、研修、情報交換を行い、11カ所の地域推進班ごとに農地利用最適化活動計画を作</p>

成し、現場活動等を展開した。

また、「農地等の利用の最適化の推進」の1つとして、農地の利用状況を把握し無断転用や農地の荒廃化を防ぐことを目的に、地図等の活用による「農地パトロール」を実施した。その際には、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が、女性農業委員の発案による黄緑のポロシャツを着用して活動した。

さらに、農業委員会の自発的活動として、平成31年2月8日から実施した農家意向調査については、地域農業マスタープランの実質化におけるアンケートとしても位置付けられ、その結果を10月に市に提供した。農業委員及び農地利用最適化推進委員は、市主催の地域農業マスタープラン地区検討会に参加し、座長等（コーディネート役）を務めた。

上閉伊地方農業委員会連絡会や県農業会議が開催する研修会等に参加し、農業委員会活動に関係する知識等を習得した。

なお、全国農業新聞の普及拡大、農業者年金の加入推進、家族経営協定の締結推進に努めた。

1 農政活動の取り組み

農用地利用最適化推進活動、農業施策、農業委員会の体制及び活動充実強化について、令和元年度岩手県農業委員会大会で決議し、岩手県知事へ要請した。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等に向けた事項として、食料自給率・自給力の向上、「人・農地プラン」の実質化の取り組み強化、経営継承対策強化、鳥獣害対策強化、大規模自然災害への支援と備え、農業委員会組織の体制強化について、全国農業委員会会長代表者集会以決議し、国会と岩手県選出国会議員へ要請を行った。

2 地域の農地と担い手を守り活かす運動

遊休農地の解消、農地の有効利用及び経営の高度化など、農地と担い手の問題は、地域ぐるみの実践が不可欠である。

平成30年度から実施した農家意向調査は、現在及び5年後の農家や農地の貸し借り等の意向を調査したものであり、その調査結果は、市に提供し、地域農業マスタープランの作成に活かされている。地域農業マスタープランの実質化の取り組みとして、市内11地区で市主催による地域農業マスタープラン地区検討会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員は積極的に参加し、会議の座長等（コーディネート役）を務めた。

3 農業者年金の加入促進

農業者年金の加入推進については、遠野市農業者年金加入推進委員会を開催し、農業委員、事務局職員及び農協職員が連携し、年間を通して加入推進活動を行い、2名（うち青年1名）が新規に加入したが、県の目標には届かなかった。

また、岩手県農業会議及び農協中央会と連携しながら、待期者への年金受給に向けた相談会を開催した。

4 家族経営協定の推進

家族経営協定は「家族経営協定推進アドバイザー」と農業委員及び事務局職員が連携して、家族全員で農業の経営、生活面について話し合い、1人1人の役割と責任を明確にした取り決めについて文書化することを農家に勧めた。

意欲と能力が発揮される環境の充実と農業経営の改善に資する締結家族の拡大の推進を図った。

5 情報事業の推進

全国農業新聞を農業委員1人1部以上普及の目標を定め、普及拡大推進に取り組んだ。

遠野市農業委員会だよりを2回発行するとともに、遠野テレビを活用し農業委員活動等について発信した。

6 農業委員会組織・活動の改革推進

農地専門委員会は、農地の有効利用、耕作放棄地の把握と解消、農業振興地域計画変更案などについて検討を行った。

農政専門委員会は、各種農政課題に対して知識を高めるため会議を開催した。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、農地利用最適化交付金の成果

実績分については均等額を、活動実績分については実績応分額を上乗せ報酬として支出した。

続いて3ページです。予算の執行状況を書きました。予算額は64,837,000円。決算額は63,677,971円です。

4ページ、5ページ、6ページは総会内容を書いております。農地利用最適化推進検討会は6ページから7ページ中段までです。7ページから8ページ中段までは運営委員会の開催状況を書いております。8ページ下段には農地専門委員会の会議内容を書いております。9ページには農政専門委員会、家族経営協定推進会議、上閉伊地方農業委員会連絡会を書きました。10ページには農業委員・農地利用最適化推進委員研修会、大会参加等の各種研修会の内容を書いております。11ページは女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会及び活動について書いていますし、その下に視察対応の内容を書いております。元年度は視察にいらっしゃった農業委員会さんは2件でした。12ページは総会の議案の処理件数を書いております。

そして13ページです。農地関係事業といたしまして、農地の内容を書いております。13ページ下段には農地パトロールの実施状況、A分類は7.23ha、B分類は67.34haです。14ページに賃借料情報を書いております。中段に農地移動適正化あっせん事業、下段に諸証明件数を書いております。15ページ、16ページは農地法許可申請状況の各町の内容を書いております。17ページは農地移動状況、18ページには農地転用許可申請に係る面積等の推移について、を書いております。グラフについては0%を割愛しまして件数のあるところだけを書きました。19ページは過去5年間の状況、件数、面積を書いております。あとは転用目的の状況を書いております。20ページ、21ページまでです。

22ページ、農政関係事業です。令和元年度農業委員会大会への提案事項を書いております。上閉伊地方農業委員会連絡会で出した内容です。令和元年度から、意見の集約につきましては、上閉伊地方農業委員会連絡会で出したものは宮古市、沿岸の方で取りまとめるということで、宮古市農業委員会の方に出して沿岸広域圏で取りまとめたものを岩手県農業会議へ報告されたということです。県の方でも要請した内容が結構採用されておりました。26ページ、第11回遠野市農林水産振興大会の内容を書いております。27ページまでです。

28ページは、農業経営基盤強化促進事業。その内容を書いております。

下段に、農地中間管理事業の内容を書いております。平成元年度は19件で291,169㎡、中間管理機構として配分されているという内容です。

29ページです。上段には農業労賃標準額設定の経緯です。このような形で標準額を設定しました、という会議等の内容を書いております。

中段からは、地域の農地と担い手を守り活かす運動。

30ページ、農家台帳等保管整備事業。

あと情報事業としまして、全国農業新聞普及拡大、農業委員会だよりの発行、遠野テレビ「アスト通信」による周知の内容を書いております。

11番として、家族経営協定の普及活動。

12番、農業者年金業務。32ページまで農業者年金業務の内容、受給権者と被保険者の内訳を書いております。

33ページ、34ページは、参考資料としまして遠野市農業の概要を書いております。35ページ、36ページは、遠野市農業委員会の概要を書いております。ここについては36ページの事務局職員が変わっただけです。それ以外は前年度と同じです。37ページは地域推進班の名簿を書いております。

少しはしょりましたが説明は以上です。

議 長 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

議	長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】</p> <p>それではその他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>それでは事務局から。</p>
事務局次長		<p>1つは、活動報告書の用紙を封筒の中に入れてお願いしておりますので、6月分のです、よろしくお願ひします。</p> <p>それから、推進班の班長さんにお配りした封筒の中に農地パトロールの事前調査の記入用紙を入れておりました。調べていただいて、6月25日までということで、次の総会までに事前調査をして用紙に書き込んで、お願ひしたいと思ひます。A判定とB判定、非農地判断、今年の資料も一緒に配布しておりましたので、お取組みをお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、エゴマのチラシをお配りしてました。5月29日ということで、有志ということですが、ご協力をよろしくお願ひいたします。緑のポロシャツ、帽子等着用でお願ひいたします。</p> <p>以上です。よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>農地パトロールのことで、このA3用紙は。</p>
事務局次長		<p>すみません、ちょっと場をお借りして、農地パトロールの事前調査ということで、7月から8月までの、7月下旬からお盆前まで農地パトロールをする場所を事前に調べて同封の白紙の用紙に書き込んでいただいて、事務局に提出願ひます。事務局が調査をし、例えば非農地にできる場所なのか、いろいろな事業との関わりがないかといった下調べをします。今年は3年目になりますけれども、ここを調査したいという候補を出していただきたいです。それでやり取りをしながら本番に向けて場所を挙げていくという作業をさせていただきたいと思ひます。用紙は足りない時にはコピーして、または事務局にご連絡いただければ用紙はご用意したいと思ひます。各推進班で打合せのうえ活動していただきたいと思ひます。A3は参考資料として付けてました。B判定になっているところとか、A判定も、もう一回その後の様子を見ていただくことも地区によってはありますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>あとエゴマの方ですが、5月29日金曜日、午前10時から例年どおり田中ナオ子委員の自宅に集合していただきたいということで、今までの様子の写真等がありますが、新しい取組みということで■■の生徒さんと一緒にエゴマをやるということで、2年生の生徒さんとの取組みがありますけれども、午後の授業の時間帯を使って、1時半に集合して作業するというので、■■さんは直播とポットに蒔く部分と2種類比較で取組みしてみたいということでした。それで同日に午前の部と午後の部ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議	長	<p>農地パトロール関係とエゴマ関係で質問等ございましたらどうぞ。</p>
3 番 委 員		<p>農地パトロールですが、図面で渡されている部分で、図面だけでここはちょっと怪しいなというところをチェックしたりしていましたが、その際に所有者と所有者の住所までは分からなくて、書かなくても大丈夫ですか、地割地番だけでも。</p>
事務局 長		<p>所有者とかはこっちで調べます。</p>

3 番 委 員	地割地番さえ分かれば所有者が分かりますか。
事 務 局 長	場所と地番が分かれば。
3 番 委 員	渡された図面を見ると、ここがまずいなということで見ているのだけれども、ちょっと所有者までチェックしかねることもありますから。
議 長	渡した図面も結構前の図面ですよ。
3 番 委 員	見ている人はやっぱりここは、というのはあるものですね。
議 長	そうすると地割地番だけでもいいと。
事 務 局 長	そうです。図面に関しては参考資料で目安です。その後変わっていると思います。ですから見てもらって場所をチェックしてもらえば、所有者は探します。
議 長	その他、エゴマ関係で田中委員、何か補足説明は。
1 4 番 委 員	ありません。
議 長	よろしいですか。あと、何か事務局からは。
事 務 局 次 長	来月、検討会を予定しております、コロナウィルスの関係もありますけれども、通知で開催の詳細についてお知らせしたいと思います。それから互助会の会費も、委員さんが集まる日ということで、来月と考えておりましたけれども、それも通知でお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
事 務 局 長	休憩をお願いします。
議 長	承知しました。暫時休憩します。
	(休憩)
議 長	会議を再開します。
議 長	【閉会】 それでは、以上をもちまして、第 136 回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。
	午後 3 時 10 分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠野市農業委員 番 _____

同 番 _____

遠野市農業委員会会長 _____